

第 号
身 分 証 明 書

写 真

住 所
氏 名
職 名
生 年 月 日

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二十五条第一項の規定により、同法第十条第一項の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関印

（裏）

（表）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律抜粋
（報告の徴収等）

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第十条第一項の許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 (略)
- 3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。